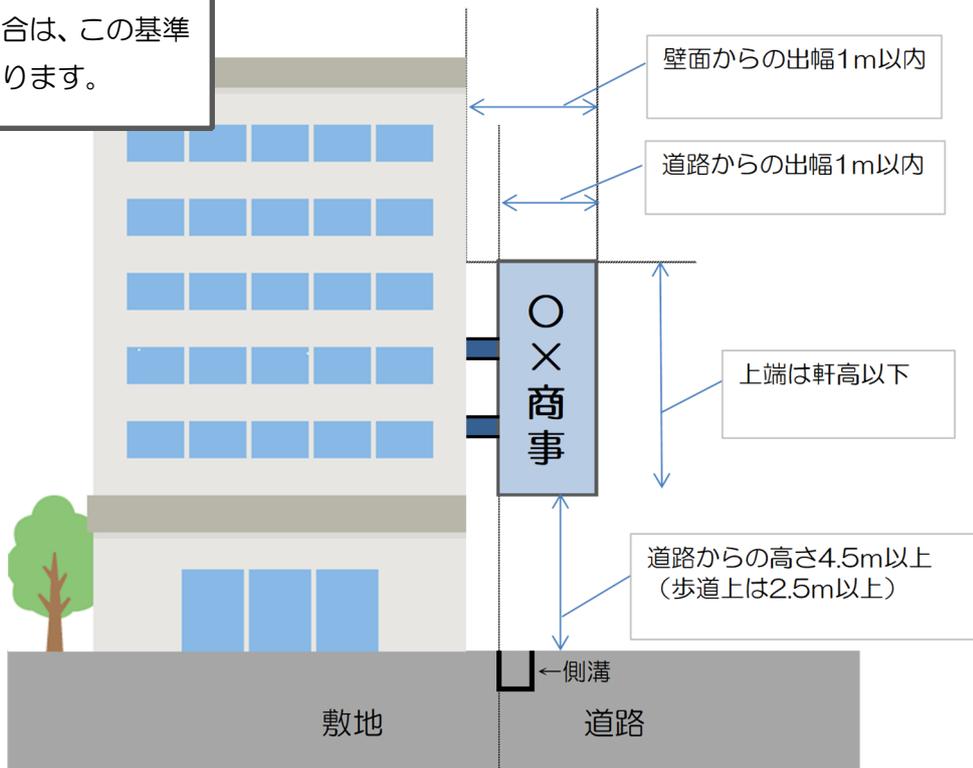


道路に看板類を出す際は、道路占用許可が必要です！

道路境界線を越えて継続的に道路を占用するには、道路法に基づく道路管理者（市道の場合は市川市）の「道路占用許可」が必要です。道路上空に突き出る看板類についても、占用許可が必要になります。

看板の占用許可基準です。
道路占用許可を受ける場合は、この基準に適合している必要があります。



道路上に立て看板、旗ざお等を置くことは、祭礼のため一時的に設けるもの以外は許可できません。

申請方法	道路占用許可申請書（市川市公式 web サイトでダウンロードするか、道路管理課窓口にございます。）に必要事項記入の上、添付書類（案内図・平面図・立面図・看板構造図・写真等）を添付して道路管理課窓口まで持参してください。
占用料	道路に占用する看板の面積 1㎡あたり、13,000円が占用料としてかかります。
その他	看板類の設置には、千葉県屋外広告物条例に基づく「屋外広告物」の許可手続きが必要になる場合があります。（必要となる場合、申請手数料がかかります。）

お問い合わせは、**道路管理課 占用担当**まで

市川市役所
 道路交通部 道路管理課
 市川市南八幡2-20-2 第二庁舎2階
[TEL:047-712-6345](tel:047-712-6345)